

成年後見制度に関するご案内

当行への成年後見制度利用のお届けは、成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）に選任された方が、以下の書類等をご準備のうえお取引店舗へご来店ください。ご来店につきましては、事前にご連絡をお願いいたします。なお、ご本人さまのご来店が必要となる場合もございます。

【お手続きに必要なもの】

		チェック欄
成年後見制度利用の 確認書類	・成年後見制度利用に係る「登記事項証明書」（発行日から3ヵ月以内） ※家庭裁判所の審判から登記までの期間中の方は「審判書の銀行届出用抄本」および「確定証明書」をご用意ください。 ※任意後見制度をご利用の場合は任意後見監督人の選任後にお届けください。	☐
成年後見人等に選任 された方の本人確認 書類等	■ 個人の方（弁護士・司法書士の方を含みます） ・運転免許証、個人番号カード等（顔写真付きの本人確認書類） ・印鑑証明書（発行日から3ヵ月以内）（※1） ・実印	☐
	■ 法人の方（以下の書類をすべてご準備ください） ・印鑑証明書（発行日から3ヵ月以内） ・実印 ・来店される方の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）	☐
通帳（証書） キャッシュカード	・ご本人さまのすべての通帳、証書、キャッシュカード等（※2）	☐
お届け印	・成年後見人等に選任された方が今後取引に使用されるお届け印	☐
届出書（当行所定）	・成年後見制度に関する届出書 他 ・ご来店時にご記入いただきます。 お取引内容により記載いただく書類が異なります。	☐

※1：弁護士会、司法書士会等発行の職印証明書によるお手続きも可能です。

※2：お手元に無い場合は、お手続き時にお申し出ください。

○その他、お取引の内容により必要となる書類等が異なりますので、あらかじめお取引店にお問い合わせください。